

平成20年12月19日（金曜日）

議事日程第4号

平成20年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1．議員発案の賛成の取り消しについて
- 第2．委員長審査報告
- 第3．議案第147号 由利本荘市保育園バスの運行に関する条例の制定について
- 第4．議案第148号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第5．議案第149号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
- 第6．議案第150号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第7．議案第151号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第8．議案第152号 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 第9．議案第153号 由利本荘市高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一部を改正する条例案
- 第10．議案第154号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第11．議案第155号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第12．議案第156号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第13．議案第157号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第14．議案第158号 （仮称）由利本荘市文化複合施設建設工事請負契約の締結について
- 第15．議案第160号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第16．議案第161号 由利本荘市道路線の認定について
- 第17．議案第162号 由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定について
- 第18．議案第179号 平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第8号）
- 第19．議案第164号 平成20年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第20．議案第165号 平成20年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）
- 第21．議案第166号 平成20年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）
- 第22．議案第167号 平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23．議案第168号 平成20年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 第24．議案第169号 平成20年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25．議案第170号 平成20年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第26．議案第171号 平成20年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第3号）
- 第27．議案第172号 平成20年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）
- 第28．議案第173号 平成20年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第29．議案第174号 平成20年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第30．議案第175号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負変更契約の締結について
- 第31．議案第176号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負変更契約の締結について
- 第32．議案第177号 由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負変更契約の締結について
- 第33．議案第180号 平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）
- 第34．議案第181号 平成20年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第4号）
- 第35．陳情第19号 労働者派遣法の改善のための意見書提出を求める陳情
- 第36．陳情第20号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書提出についての陳情
- 第37．陳情第21号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情
- 第38．陳情第22号 漁港整備についての陳情
- 第39．継続審査中の陳情第1号 秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出についての陳情
- 第40．継続審査中の陳情第15号 由利本荘市内循環バス（ごてんまり号）を赤沼地内国道105号内に運行をお願いする陳情
- 第41．議員発案第5号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定について
- 第42．議員発案第6号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定について

---

#### 本日の会議に付した事件

第1から第42までは議事日程第4号のとおり

#### 第43．追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第5号から委員会発案第7号まで 3件

- 第44．委員会発案第5号 労働者派遣法の改善を求める意見書の提出について
- 第45．委員会発案第6号 介護保険制度の抜本的改善に関する意見書の提出について
- 第46．委員会発案第7号 医師・看護師不足を解消し、安心して生活できる地域医療の確保を求める意見書の提出について

---

出席議員（28人）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 今野英元  | 2番  | 今野晃治  | 3番  | 佐々木勝二 |
| 4番  | 小杉良一  | 5番  | 田中昭子  | 6番  | 佐藤竹夫  |
| 7番  | 高橋和子  | 8番  | 渡部功   | 9番  | 佐々木慶治 |
| 10番 | 長沼久利  | 11番 | 大関嘉一  | 12番 | 本間明   |
| 14番 | 佐藤勇   | 15番 | 佐藤實   | 16番 | 高橋信雄  |
| 17番 | 村上文男  | 18番 | 佐藤賢一  | 19番 | 伊藤順男  |
| 20番 | 鈴木和夫  | 21番 | 佐藤讓司  | 22番 | 小松義嗣  |
| 23番 | 佐藤俊和  | 24番 | 土田与七郎 | 25番 | 村上亨   |
| 26番 | 三浦秀雄  | 27番 | 齋藤栄一  | 28番 | 齋藤作圓  |
| 30番 | 井島市太郎 |     |       |     |       |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|        |       |                     |       |
|--------|-------|---------------------|-------|
| 市長     | 柳田弘   | 副市長                 | 鷹照賢隆  |
| 副市長    | 村上隆司  | 教育長                 | 佐々田亨三 |
| 理事     | 佐々木永吉 | 総務部長                | 渡部聖一  |
| 企画調整部長 | 中嶋豪   | 市民環境部長              | 鷹島恵一  |
| 福祉保健部長 | 齋藤隆一  | 農林水産部長              | 小松秀穂  |
| 商工観光部長 | 阿部一夫  | 建設部長                | 猿田正好  |
| 教育次長   | 須田高   | ガス水道局長              | 高橋勉   |
| 消防長    | 中村晴二  | 総務部次長<br>兼総務課長兼職員課長 | 小松浩   |
| 財政課長   | 阿部太津夫 | 企画調整課長              | 大庭司   |

---

議会事務局職員出席者

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 局長 | 村上典夫 | 次長 | 三浦清久 |
| 書記 | 遠藤正人 | 書記 | 阿部徹  |
| 書記 | 石郷岡孝 | 書記 | 鈴木司  |

---

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は28名であります。出席議員は定足数に達しております。

---

議長（井島市太郎君） 日程に入る前に、教育長より発言の申し出があります。佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 教育委員会から、おととい発生いたしました尾崎グラウンド

内の元簡易屋根付き投球練習場の火災について、ご報告申し上げます。

12月17日の午後5時ごろ、尾崎グラウンド内にあります元簡易屋根付き投球練習場からの出火を近くの格技場で練習をしておりました中学生の剣道部員が発見いたしまして、消防署へ通報し、消防車が出動いたしました。

この投球練習場は、雨天でもピッチング練習が可能のように、ピッチャーとキャッチャーのところに簡易な屋根がついた練習場であり、焼失したのはキャッチャー側の木造平屋建て40平方メートルで、その中に一時保管していたネットフェンス用の木のくいや古タイヤなども焼失し、午後5時28分に鎮火いたしました。

この施設は、平成3年に本荘高校から譲渡されたグラウンド内の附帯施設で、グラウンドとともに教育委員会スポーツ振興課が管理しております。

普段は野球スポーツ少年団等のグラウンド整備用具などの置き場として使われておりますが、冬場はほとんど使われておらず、通常、火の気は全くない施設であります。

当日、グラウンドは使用されておらず、児童等の被害もなく、他の施設や近接住宅等への延焼も免れましたが、近隣の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに心からおわび申し上げます。

出火原因につきましては、昨日行われました火災調査では特定できなかったと伺っております。

今後は、このような事故が起きないように、各施設の巡回・監視等を強化しながら安全管理を徹底してまいりたいと存じます。

---

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

---

議長（井島市太郎君） 日程第1、議員発案の賛成の取り消しについてを議題とします。

議員発案第5号由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定についての賛成者14番佐藤勇君、議員発案第6号由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定についての賛成者5番田中昭子さん、9番佐々木慶治君、20番鈴木和夫君より賛成の取り消しの願い出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって賛成の取り消しの願い出を許可します。

この際、総務常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

---

午後 1時03分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第147号から議案第158号まで、議案第160号から議案第162号まで、議

案第164号から議案第177号まで、及び議案第179号から議案第181号までの32件、並びに陳情第19号から陳情第22号までの4件、継続審査中の陳情第1号及び陳情第15号の2件、並びに議員発案第5号及び議員発案第6号の2件を一括上程し、日程第2により各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤賢一君。

【総務常任委員長（佐藤賢一君）登壇】

総務常任委員長（佐藤賢一君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当委員会に審査付託になりました案件は、初日に議決された案件を除き条例改正3件、変更契約3件、補正予算は追加提出議案と合わせまして4件、議員発案の条例制定2件の計12件であります。これに継続審査中の陳情1件を加えた計13件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について、ご報告申し上げます。

初めに、条例改正3件であります。議案第148号由利本荘市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案では、第2回定例会で可決となりました由利本荘市税条例の一部を改正する条例の寄附金の税額控除に関する改正のうち、個人市民税の寄附金控除の対象となる法人等への寄附金などを定めるため、対象となる条文に10項目を加え、条例の一部を改正し、整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第149号由利本荘市移動通信鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案であります。当該事業にかかわる国及び県の補助金交付要綱の改正に伴い、分担金の額を変更するため、条例の一部を改正し、整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第150号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例では、国及び県の補助金交付要綱の改正に伴う基地局の使用料及び施設整備に伴い、新たに供用開始となる矢島荒沢、由利南由利原、大内羽広の3基地局を別表に追加し、条例の一部を改正するものであり、この条例案についても提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、変更契約議案の議案第175号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負変更契約の締結について、議案第176号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負変更契約の締結について及び議案第177号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負変更契約の締結についての3件についてであります。いずれも本年度分のケーブルテレビ施設整備事業の実施において締結されておりました工事請負契約について、ケーブルテレビ加入者数が確定したことなどから各工事の設計を変更する必要が生じたため、いずれも当初契約時の請負比率に基づき、変更契約を締結するものであります。

変更の主な内容といたしましては、第1工区におきましては、本荘地域南内越・子吉・小友地区において光ケーブル及び幹線の同軸ケーブルの敷設延長は減少となり、加入者確定に伴う必要工事の増額などありますが、1,355万4,450円の減額変更になるものであります。

第2工区につきましては、矢島地域において、加入者の確定に伴い、引き込み工事や宅内工事の増加などによる関連工事により3,550万7,850円の増額変更するものとなっております。

また、放送・通信設備工事につきましても加入者確定により、端末設備機器の取りつけ数量の増などにより4,022万3,400円の増額変更するものであります。

3件の合計では6,200万円余り増額する変更契約となりますが、当初予算額内での変更となるものであります。

以上、ご報告申し上げました3件の変更契約の締結につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、報告事項において、本年度の工事進捗状況では11月末で第1工区伝送路工事が63.6%、第2工区伝送路工事で70.7%及び放送・通信設備工事が59%となっております。

また、10月末現在の加入率につきましては、対象世帯1万5,304世帯に対し7,973世帯、52.1%の加入率であることが報告されております。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第179号平成20年度一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会の所管に係る主なものについて、ご報告申し上げます。

まず、歳入であります。2款地方譲与税及び8款自動車取得税交付金においては、暫定税率の一時失効に伴う減収であり、9款地方特例交付金では地方特例交付金及び特別交付金で交付額の確定によるものであります。

地方税等減収補てん臨時交付金では、地方道路譲与税及び自動車取得税交付金の暫定税率一時失効による減収分、同額が臨時交付金で特別措置されるものであります。

10款地方交付税は、交付額確定によるもので2億6,000万円ほどが増額となっております。

12款分担金及び負担金では、西目土地改良区総代選挙が無投票となったことから、負担金を減額するものであります。

15款県支出金の総務費委託金では、権限移譲推進交付金の確定に伴う財産区事務委託金の増額や秋田海区漁業調整委員会委員選挙の無投票に伴う委託金の減額、さらに各種統計調査の交付金の確定に伴う委託金の精査が主なものであります。

16款財産収入では、市有地や分譲宅地の土地売り払い収入の増額、17款寄附金では、ふるさとさくら基金寄附金の増額で、12月10日現在で申し込み件数37件、申し込み金額603万9,000円との報告がありました。

18款繰入金の財政調整基金繰入金は、決算及び地方交付税の確定から減額するものであり、これにより基金残高は9億6,700万円となるものであります。

19款繰越金は、歳入歳出の調整により、前年度繰越金の計上を増額し、20款諸収入、総務雑入では公用車損害共済金の保険収入、附属会館食堂の光熱水費などの利用料の増額であります。

次に、歳出の主なものについてご報告申し上げます。

1款議会費では、議員1人減による議員報酬などの減額が主なものであります。

2款総務費の人件費以外の主な補正は、1項総務管理費の一般管理費では、職員の定期健康診断の手数料の増額、防災行政無線の修繕料及び特別職の旅費などによる秘書室

経費の増額、文書広報費は例規システムデータ更新に伴う委託料の増額などが主なものであり、財政管理費では対象事業の事業費確定に伴い、減債基金費を減額するものであります。

財産管理費では、第二庁舎のガス設備などの光熱費などの増額が主なもので、企画費は、ふるさとさくら基金費を増額、支所及び出張所費は各施設の管理経費などによるものであります。

2項徴税費では、住民税年金特別徴収にかかわるシステム改修費の増額が主なものであり、平成21年度にわたることから債務負担行為を設定するものであります。

4項選挙費では、県知事選挙の投票日が平成21年4月12日となっていることから、本市の市長選挙及び市議会議員補欠選挙も同日投票に予定され、本年度分のそれぞれの選挙経費を措置するものであります。

秋田海区漁業調整委員会委員選挙費、農業委員選挙費及び西目土地改良区総代選挙費は、無投票など経費の精査に伴い減額するものであります。

5項統計調査費では、学校基本調査費などの事務費のそれぞれの精査によるものであります。

また、地方債の変更につきましては、浜館公園整備事業を追加し、事業費の確定見込みにより地域水産物供給基盤整備事業など7件の限度額変更で、限度額の合計では3億4,000万円ほどの減となるものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計補正予算の当委員会への付託分につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第166号平成20年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入につきましては、1款分担金及び負担金で有線テレビ負担金が新規加入者の見込み精査により増額となり、5款諸収入では雑入で消費税が確定となり、18年度分660万円余り、19年度分で350万円ほどが還付となるものであります。

また、歳出では、1款総務費で、新規整備地域の伝送路などの電気料や伝送路支障移転などの修繕料増額が主なものであり、5款諸収入は消費税の確定に伴う減額となり、予備費で調整し、歳入歳出それぞれ1,191万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額がそれぞれ3億607万4,000円となるものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、追加提出されました補正予算2件についてであります。

初めに、議案第180号平成20年度一般会計補正予算（第9号）であります。

まず、歳入では、14款国庫支出金の総務費国庫補助金は、国の1次補正に伴う総務省関連の地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画に基づき、2事業が新規採択の内示を受け、ケーブルテレビ施設整備事業における地域情報通信基盤整備推進交付金事業と西目小学校屋内体育館棟建設事業に係る安心・安全な学校づくり交付金事業で、それぞれの交付金を措置するものであります。

18款繰入金は、ケーブルテレビ施設整備事業にかかわる再送信設備分を情報センター特別会計から繰り入れるものであります。

19款繰越金は、前年度繰越金を増額し調整するもので、21款市債の総務債ではケーブルテレビ施設整備事業における合併特例債などの増額であります。

次に、歳出では2款総務費の企画費で職員旅費やケーブルテレビ施設整備事業において本荘地域市街地地区エリアを整備するもので、委託料及び工事請負費の増額であります。

なお、当該事業の交付決定は来年2月予定であり、来年度への繰越事業となるものであります。

地方債の変更につきましては、前述の2事業を変更するもので、変更後の限度額は19億3,110万円を増額するものです。

以上、ご報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第181号平成20年度情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。

これは、一般会計での本荘地域市街地地区エリア拡大分のケーブルテレビ施設整備事業の実施に伴い、再送信設備経費分を特別会計で措置し、一般会計に繰り出しするもので、歳入6款市債では公営企業債を増額し、歳出3款施設整備費では一般会計への繰出金などを増額するものであります。

この特別会計補正予算においても原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議員発案第5号及び第6号の由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定についてであります。関連する類似の案件でありますので、一括してご報告申し上げます。

この2件の制定案を比較した場合、第6号では第4条に「就業の報告義務」があり、「市との請負契約などに対する遵守事項等」の項目では、第5号では第10条第1項の血族を2親等内とし、第6号では第11条第1項において血族を1親等内としているものであります。

さらに、附則の施行期日を第5号では平成21年11月1日、第6号で平成21年4月1日になっているものであります。

両議案の継続審査の動議が出されましたが、賛成少数により否決となり、両議案の採決の結果、第5号議案については1人が棄権し、可否同数により委員長裁決の結果、否決すべきものとなり、第6号議案については1人が棄権し、可否同数により委員長裁決の結果、原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第1号秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出についての陳情についてであります。今12月定例県議会で議論の焦点となっていることから、その動向を見きわめることの動議が出され、なお、審査の要ありとし、再度継続審査に付するものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。15番佐藤實君。

【教育民生常任委員長（佐藤實君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤實君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係5件、補正予算5件、陳情2件の計12件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告を申し上げます。



初めに、議案第147号由利本荘市保育園バスの運行に関する条例の制定についてであります。これは市立保育所に入所する児童の通園のため運行する保育園バスの運行に関し、利用者負担金等を規定するため新たに条例を制定しようとするものであります。

現在、公立で保育園バスを運行しているのは由利地域のゆり保育園のみであります。ほかの市立保育所と公平性を保つためには有料化もやむを得ないことから、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第151号由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。これは平成21年1月1日から産科医療補償制度が開始されることに伴い、この制度に加入する分娩機関で出産する被保険者に対し3万円を上限に出産育児一時金を加算するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第152号由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは後期高齢者医療保険料の徴収にかかわる督促手数料について、制度の運用などの改正により関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、改正後の条例の規定については、後期高齢者医療保険料の普通徴収第1期納期限が7月31日であることから、8月1日にさかのぼって適用されるものであります。

次に、議案第153号由利本荘市高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一部を改正する条例案についてであります。これは岩城地域の伝兵衛湯荘について、保健所の温泉成分状況調査の結果から入湯税を賦課すべき温泉施設であると判断したことにより、これまでの公衆浴場としての利用形態を見直し、市が所有する類似施設の料金体系との均衡を図るため使用料の額を変更するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第157号由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは9月の第3回定例会において議決された本荘南中学校用地の取得及び矢島中学校の移転新築に伴い学校の位置が確定されたことにより別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第179号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第8号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から16款、20款、21款と歳出2款から5款、9款、10款についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、入所児童の階層確定に伴う保育所入所者負担金の減額であります。

13款使用料及び手数料では、鳥海診療所使用料の増額が主なものであります。

14款国庫支出金では、保育所入所者増による保育所運営費負担金、生活保護費の精査による生活保護費負担金及び西目小学校など3校の改築にかかわる安全・安心な学校づくり交付金の増額が主なものであります。

15款県支出金では、同じく保育所入所者増による保育所運営費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び病後児保育事業費補助金の増額が主なものであります。

16款財産収入では、佐藤憲一記念文庫整備基金運用収入の増額であります。

20款諸収入では、自主公演事業「ユタと不思議な仲間たち」の公演料が当初見込んだ金額より少なくなったために入場チケット料金も低く設定できたことに伴う教育雑入の減額が主なものであります。

21款市債では、西目小学校校舎棟建設工事の事業費の確定及び国庫補助金の増額による小学校改修事業債の減額、並びに本荘南中学校及び矢島中学校の確定見込みによる事業費の精査及び国庫補助金の増額による中学校改修事業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、3項戸籍住民基本台帳費において戸籍端末機器保守料及び戸籍システムリース料の請け差による減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、ゼロ歳から6歳までの未就学児の医療給付助成にかかわる福祉医療支給事業費や障害者自立支援費の増額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、保育所入所児童数の増加による保育所入所措置事業費や子育て支援金事業費の増額が主なものであり、さらに3項生活保護費においては、生活保護費の精査及び平成19年度国庫負担金超過交付金返還に伴う増額であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において予防接種の受診者増による感染症等予防対策費や鳥海診療所にかかわる医薬材料費の増額、直根診療所の診療体制の変更に伴う組み替えが主なものであります。

また、2項清掃費においては、鳥海処理センターにおける燃料費の増額が主なものであります。

5款労働費では、1項2目労働施設費において本荘勤労青少年ホームの修繕に要する経費の増額であります。

9款消防費では、1項消防費において災害出動の増加に伴う消防団活動費や2カ所の消火栓修繕に要する経費の増額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において燃料代の高騰によるスクールバス運行事業費の増額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、西目小学校校舎棟建設工事の事業費の確定による減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、本荘南中学校の新校舎移転に要する経費の追加や本荘南中学校用地購入費の確定及びグラウンド整備にかかわる委託料、矢島中学校工事費の精算見込みによる減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費の増額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、自主公演事業「ユタと不思議な仲間たち」の開催にかかわる委託料の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、体育施設管理維持費や準要保護家庭への給食就学援助事業費の増額が主なものであります。

次に、議案第164号平成20年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金、繰越金及び第三者納付金などの雑入の増額、療養給付費など交付金の減額が主なものであり、歳出では医療費の見込みによる一般被保険者療養給付費の増額及び退職被保険者等療養給付費の減額、また、

高額療養費及び保険財政共同安定化事業拠出金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ963万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を91億3,510万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第165号平成20年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては繰越金及び交付税算入分の休日診療所受託事業収入の増額であり、歳出では基金積立金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ357万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,309万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第167号平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては繰越金の増額であり、歳出では東光苑において原油価格高騰に伴うボイラーの燃料費及びノロウイルス等感染症予防対策にかかわる経費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ523万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億4,900万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第180号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、21款と歳出10款についてであります。

この補正は、国の追加補正に伴うもので、西目小学校屋内体育棟建設事業に要する経費の追加であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、公立学校施設整備費負担金、安全・安心な学校づくり交付金及び事業採択されました地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加であり、また、21款市債では小学校改修事業債の追加であります。

次に、歳出についてであります。10款教育費において平成21年度から建設を予定しておりました西目小学校屋内体育棟建設事業を平成20年度に前倒しすることから3億7,527万3,000円を追加するものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情についてご報告申し上げます。

最初に、陳情第20号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。これは介護労働者の処遇改善を初め、介護保険制度の抜本的改善を求めることについて政府及び厚生労働省に対して意見書の提出を求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第21号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情についてであります。これは全国的な医師及び看護師不足の解消のため、既設大学医学部の定員増や新設大学医学部の設置、並びに看護師の処遇改善を求めることについて、政府・厚生労働省及び秋田県に対して意見書の提出を求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番土田与七郎君。

【産業経済常任委員長（土田与七郎君）登壇】

産業経済常任委員長（土田与七郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、指定管理者の指定1件、補正予算4件、陳情2件の計7件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えた8件の審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、議案第162号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは農林水産部が所管する鳥海地域の4施設、鳥海伏見生産物直売所、鳥海笹子生産物直売所、由利本荘市鳥海農産物加工施設及び由利本荘市鳥海多目的活性化広場の指定管理者について、選定委員会での審議結果に基づき、株式会社ほっといん鳥海を平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間を指定期間として指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

当該株式会社は、平成16年度からこれら4施設の指定管理者としての実績があり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、一般会計の補正予算、議案第179号平成20年度一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず、歳入であります。15款県支出金においては、強い農業づくり交付金の原油高騰対策事業を活用した田植え機導入のための補助金の追加や転作事務費補助である数量調整円滑化推進事業費補助金の確定による減額など、農林水産業の各事業の精算見込みや確定に伴う補助金の増減額が主なものであります。

16款財産収入は、市有林の立木売り払い収入が入札の結果、当初見込みより実績が上回ったことによる増額であります。

20款諸収入では、雑入において岩城赤平地区での工場拡張による協定用地買収に伴う中山間地域等直接支払交付金受給者からの返還金の増額が主なものであります。

21款市債は、今年度工事費の確定に伴う松ヶ崎漁港整備に係る水産業債の減額と浜館公園整備に係る商工債の増額であります。

続いて、歳出であります。職員手当などの人件費補正以外の主な内容をご報告申し上げます。

6款農林水産業費においては、1項農業費では、歳入15款で触れました田植え機導入の補助に伴う経費の追加や数量調整円滑化推進事業の確定に伴う減額、中山間地域等直接支払交付金の協定面積確定に伴う増額、畜産センターの飼料購入に要する経費の追加、集落排水事業特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

2項林業費では、協定面積増による森林整備地域活動支援交付金の増額と、ゆり海岸林再生のための補植と施肥に要する経費の追加が主なものであります。

3項水産業費では、松ヶ崎漁港北防波堤整備の今年度分事業費精査に伴う工事費の減額と松ヶ崎・西目両漁港の春先の漂砂しゅんせつに要する経費の追加が主なものであります。

7款商工費は、由利高原鉄道運営のための補助金の確定による減額と本荘工業団地のガス供給導管敷設工事のための資金借り入れに係る利子補給額確定による減額、浜館公園の駐車場整備工事に要する経費の追加、市内各観光施設運営のための臨時・嘱託職員賃金や燃料費などの精査による増減額が主なものであります。

次に、特別会計の補正予算であります。

議案第169号平成20年度集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入においては、事業費確定に伴う国庫補助金と市債の減額、一般会計繰入金の減額、繰越金の増額及び消費税還付金などの雑入の増額、歳出においては各処理施設の維持管理費と各事業費の精査による増減額、今年度の消費税が還付申告となったことによる諸支出金の減額、公債費においては平成19年度分の資本費平準化債の借り方が元利均等から元金均等に変更になったことや、利率が下がったことによる元金の増額と利子の減額及び予備費の増額が主なものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業で起債の限度額を減額変更するもので、これにより歳入歳出それぞれ1,177万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を31億6,724万2,000円とするものであります。

次に、議案第171号平成20年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第3号）につきましては、女性用サウナヒーター運転制御盤などの修繕に要する経費の追加と予備費の増額で、その財源に前年度繰越金を充て、歳入歳出それぞれ342万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2億2,540万円とするものであります。

次に、議案第172号平成20年度スキー場運営特別会計補正予算（第2号）であります。矢島スキー場の圧雪車修繕に要する経費の追加と燃料費の精査に伴う増額及び予備費の増額が主なもので、その財源に前年度繰越金を充て、歳入歳出それぞれ1,390万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9,417万円とするものであります。

以上、4件の補正予算につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第19号労働者派遣法の改善のための意見書提出を求める陳情であります。これは派遣労働を臨時的で専門性の高い業務に限定し、派遣先の正社員との均等待遇を義務づけ、また、日雇い派遣を禁止することについて、国に対し意見書の提出を求めるものであり、その願意を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第22号漁港整備についての陳情であります。これは西目・松ヶ崎・道川の3漁港について、本市の水産業振興のため、その整備促進を求めるものであり、その願意を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、西目・松ヶ崎両漁港については、今定例会においても一般会計補正予算に漂砂しゅんせつに要する経費が追加されておりますが、委員より、沖防波堤の延伸は漂砂流入の減少効果が認められており、計画を早期に進めていただきたいとの声がありましたことも申し添えます。

また、本陳情につきましては、地方自治法第125条の規定に基づき、市長へ送付し、また、その処理の経過及び結果報告を請求すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第15号由利本荘市内循環バス（ごてんまり号）を赤沼地内国道105号内に運行をお願いする陳情であります。閉会中に委員合同で市内循環バス運行事業について学習する機会などもあり、また、今定例会中においても慎重に審査いたしました。なお審査の要ありとし、引き続き継続審査すべきものと決定したものであります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。3番佐々木勝二君。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き条例改正3件、道路関係2件、補正予算5件の合計10件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初は、条例改正の案件であります。

初めに、議案第154号由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案ですが、これは国の道路占用料が改定されたことに伴い、国に準じて別表を改正しようとするものであります。

なお、この条例案の施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第155号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案ですが、これは浜山団地一戸建て1棟並びに共同施設として伊勢堂会館及び尾崎第2緑地が完成するに当たり、別表にこれらの団地名及び施設名などを追加しようとするものであります。

次に、議案第156号由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案ですが、これは議案第155号でご報告申し上げましたとおり、伊勢堂会館が完成するに当たり、その施設使用料等を規定するため別表を改正しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました3件の条例の一部改正につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第160号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第161号由利本荘市道路線の認定についての2件ですが、関連がありますので一括してご報告申し上げます。

初めに、内越地区ほ場整備事業完了による路線の見直しに伴うものであります。百部岡1号線など110路線を廃止し、新たに百部岡1号線など13路線を認定しようとするものであります。

次に、子吉川防災ステーション整備事業完了による路線見直しに伴うものであります。三条1号線など5路線を廃止し、新たに三条6号線など3路線を認定しようとするものであります。

次に、本荘中央地区土地区画整理事業に伴うものであります。新たに大町1号線を認定しようとするものであります。

次に、開発行為に伴うものであります。新たに西小人町5号線など4路線を認定し

ようとするものであります。

以上、115路線を廃止し、21路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。各会計に共通することから、件名のうち「平成20年度由利本荘市」は省略し、また、職員人件費の補正を除いた主な内容をご報告申し上げます。

初めに、議案第179号一般会計補正予算（第8号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から15款及び21款、歳出では4款及び8款であります。

歳入において、12款分担金及び負担金では、本荘中央地区土地区画整理事業の電線類地中化に伴う東北電力等からの電線共同溝建設費負担金の増額であります。

13款使用料及び手数料は、コミュニティセンター使用料として伊勢堂会館の使用料を措置するものであります。

14款国庫支出金は、交付率の変更等による地方道路整備臨時交付金の増額、補助金の配分枠確定による建設機械整備事業費補助金の減額などが主なものであります。

15款県支出金は、精査による浄化槽整備事業費補助金及び秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金の増額であります。

21款市債は、補助事業費枠の確定などによる除雪機械整備事業債の減額及び充当率の変更等による臨時地方道路整備事業債の増額が主なものであります。

一方、歳出において、4款衛生費では、浄化槽設置事業に係る補助金の増額、水道事業会計への補助金及び簡易水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

8款土木費では、補助事業費枠の確定などによる除雪機械購入費の減額、本荘中央地区土地区画整理事業費の増額、地方道路整備臨時交付金事業費、本荘市街地地区まちづくり交付金事業費の事業費枠内での組み替え補正、除排雪に係る経費の増額、下水道事業特別会計への繰出金の減額及び公営住宅の修繕費の増額が主なものであります。

次に、議案第168号下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、地区間調整による下水道費国庫補助金の組み替え補正、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金及び消費税還付金の増額、特定環境保全公共下水道事業債の減額であります。

一方、歳出では、汚泥処理手数料等の処理施設維持管理費の増額、事業の進捗に伴う矢島地区事業費と本荘地区事業費の地区間調整及び大内地区の特定環境保全公共下水道事業費の組み替え補正、据置期間の設定等による公債費の減額、予備費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ918万9,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を41億2,993万6,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。特定環境保全公共下水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第170号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の増額、消費税還付金及び水道管移設補償費の減額、松ヶ崎簡易水道事業債の増額であります。

一方、歳出では、市道改良及び集落排水事業関連による水道管移設補償工事費の減額、松ヶ崎地区統合簡易水道施設整備事業費、大内第三簡易水道整備事業費の組み替え補正、

予備費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ245万6,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を14億9,092万1,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。簡易水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第173号水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的収入において簡易水道事業債の借り換えによる利息償還金の減額に係る一般会計補助金を311万1,000円減額し、総額を15億731万1,000円にしようとするものであり、一方、収益的支出において蟻山浄水場貯留槽天井のアスベスト除去に係る経費及び今後の見込みによる漏水等に係る修繕費など108万4,000円増額し、総額を13億7,017万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、簡易水道事業債の借り換えによる元金償還金の増額に係る一般会計出資金を58万4,000円増額し、総額を11億4,180万9,000円にしようとするものであり、一方、資本的支出において、企業債償還金を23万5,000円増額し、総額を18億4,316万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第174号ガス事業会計補正予算（第3号）であります。収益的収入において今後の見込みによるガス売り上げの増額及び本荘工業団地へのガス管敷設に係る企業債利息分である一般会計補助金の減額により845万2,000円増額し、総額を10億6,187万円にしようとするものであり、一方、収益的支出において、液化天然ガスの値上がりによる原料費の増額など3,328万3,000円増額し、総額を10億4,028万8,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出において、マイコンガスメーターの購入費など51万8,000円増額し、総額を4億4,791万4,000円にしようとするものであります。

なお、棚卸資産の購入限度額を4億3,837万3,000円から4億7,252万4,000円に変更しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長の報告を求めます。17番村上文男君。

【旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君）登壇】

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君） 旧由利組合総合病院跡地整備特別委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、議案第158号（仮称）由利本荘市文化複合施設建設工事請負契約の締結についての1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

この案件は、旧由利組合総合病院跡地に平成18年からのまちづくり交付金事業による5カ年事業のうち、本年度から3カ年の継続事業で実施する（仮称）由利本荘市文化複合施設の建設に係る工事請負契約を、本工事の施工業者の選定条件であります過去5年



以内の建物で500席以上の固定席を有する劇場もしくは音楽ホールの施工実績を有し、かつ財団法人建設業情報管理センターの経営事項審査評点1,500点以上の業者であることに加えて、類似の現場経験のある技術者を配置するほか、特に工事において地元業者の育成に極力努めることなどの条件を満たした6者による指名競争入札の結果に基づき、戸田建設株式会社東北支店を相手方とし、56億3,850万円で締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

この施設の概要といたしましては、音楽から演劇まで多様の演目に対応する多機能ホールの劇場、図書館、市民活動室、スタジオ、ギャラリー、その他公民館機能からなる複合施設であり、施工期間約27カ月で平成22年度内に完成しようとするものであります。

以上、ご報告いたしました工事請負契約につきましては、少数の反対意見もございましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

なお、多数の委員より、下請工事及び資材調達については、地元業者が対応できるよう適正な価格かつ優先的な発注を求めるとの要望がありましたことを申し添えます。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

---

議長（井島市太郎君） これより日程の順に従い、議案、陳情、議員発案等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案、陳情、議員発案等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情、議員発案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略したいと思っておりますので、ご了承願います。

---

議長（井島市太郎君） 日程第3、議案第147号由利本荘市保育園バスの運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第147号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第148号から日程第6、議案第150号までの市税及び移動通信用鉄塔設置関係改正条例案3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第148号から議案第150号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第7、議案第151号から日程第9、議案第153号までの国保、後期高齢者医療及び高齢者コミュニティセンター関係改正条例案3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第151号から議案第153号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第10、議案第154号から日程第12、議案第156号までの道路占用料、市営住宅設置及び管理関係改正条例案3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第154号から議案第156号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第13、議案第157号由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第157号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第14、議案第158号（仮称）由利本荘市文化複合施設建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番佐藤勇君。

【14番（佐藤勇君）登壇】

14番（佐藤勇君） 毎日のように世界規模の自動車会社、その産業の悪化などや正規社員、あるいは派遣社員の仕事場がなくなる。さらには住む場所、寮等も出される等々惨たんたる報道状況でありますことは周知のとおりであります。これら世界経済、国内経済、社会状況を背景に質問をさせていただきます。

さきに、文化複合施設の建設に21年度分予算の10億1,000万円を前倒しした。そして今回、文化複合施設建設工事を仮契約をいたしまして、56億3,850万円で落札の承認案件が出されております。

さて、私は委員長に対しまして、次の4点について質問を申し上げます。

第1点は、10億円余の予算計上は、特殊設備工事の分であると説明を受けております。なればその内容は、大きくは舞台機構、照明、舞台音響、映像としております。今回その特殊設備工事費が56億3,850万円のうち、どのくらいの額であったのかをお尋ねいたします。

第2点は、その特殊設備工事はどのような発注の方法であったのか。20年度計画では、特殊設備は入らずに本体建設工事計で約52億円の予算計上でございました。内訳は、交付金が1億2,605万円、合併特例債が35億5,555万円、一般財源が5億70万円でありました。9億7,000万円の合併特例債が前倒し、上積みされたわけでありました。ということは、当然、特殊設備工事は何と何で、何がどのくらいの予算見積もりということで10億

1,000万円がはじき出されたものと思います。特殊設備工事を、まさか一括してどーんとか頼んだというわけではないと思います。

第3点は、これまで数回にわたり各地域の類似施設を調査、研究に当たられておるわけですが、現に先般11月11日ですか、今回の契約を前提にしての市執行部とおそろいで事例調査視察ということで大船渡市のリアスホール等に出向いております。そしてその約2週間後、21日に入札をいたし、3社が応札しまして戸田建設株式会社東北支店が落札いたしております。

由利本荘市と大船渡市は、設計者、本体工事については同一の業者でございますが、特殊設備については、大船渡市では3社から4社が、それぞれ特殊設備工事を区分しての入札を行って落札いたしております。その額も単純に当市の予算との比較では5億円、約半額も安く落札しているのであります。このことをかんがみるに、調査視察がどのような内容であったのか。最も新しく視察した大船渡市を例にとりますと、大船渡市は市民文化会館舞台照明備品設置工事2,130万円。舞台照明設備設置工事、設置の方です、1億290万円。舞台機構備品設置工事6,850万円。舞台音響・映像設備工事1億5,800万円。舞台音響・映像備品設置工事、設置の方です、2,380万円。これら5つの区分をして綿密に詳細に入札、応札、落札しているのであります。

本体価格につきましては、これも私、素人の単純比較でございますが、内容については種々あろうかと思いますが、いずれにしても29億6,000万円でございます。同じ1,100席であるにもかかわらず、この額でございます。

第4点は、この後、税金が払える生活ができるか否かの大変な市民の暮らしのおかれた環境であると思います。この大金が果たして効率的に使用されているかどうかは、全市民の気がおけないところだと思います。この不確定な高額な建設に、委員会では高いとかの話はなかったのか、同じ1,100席であるにもかかわらず、あちらは総額で39億4,000万円でございます。

以上の点について、4点質問を申し上げます。

議長（井島市太郎君） 旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長の答弁を求めます。17番村上文男君。

【旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君）登壇】

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君） 佐藤勇議員のご質問に答弁させていただきます。

まず1点目、56億数千万円の落札額の中の特殊設備分10億円はどのような内容であるのかというこれについては、いわゆる9月定例議会で、もちろん先ほどお話ありましたように前倒ししての、これは県とか国の補助の関係もありまして...、これは一括で発注しておりますので、この部分が幾らでの金額になっているのかという部分は私としては区分できる説明を受けておりませんし、これは当局でもそれはできない話だろうというふうに思っています。

2番目の特殊設備工事...落札額のうちって言ったんだっけか、ごめんな。2番目についても同じようなことになります。一括発注でございますから、その内訳がどうこうという区分はできる中身にはならないと思います。

それから、視察についての関係でございますが、これは視察先の大船渡の物件は、向

この事情で向こうのやり方をされております。今回の当市の発注は、当市の事情と財政の関係を含めまして一括発注されたものというふうに認識しております。

4点目の工事自体、高いとか、あるいはそういった内容の質疑、質問はなかったかというご質問ですけれども、一部そのような質疑もありましたけれども、採決の結果、委員長報告のとおり委員会としては決定したということでございます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、再質疑ありませんか。14番佐藤勇君。

14番（佐藤勇君） 今、委員長の方から答弁ございましたけれども、ちょっと要領を得なかったように思います。ただ、その委員会の方には、例えば高かったということもあったということで、じゃあこれが何なのか、何が何ぼかかるかというようなそういうふうなことも聞かなかったということですか。そう受けとめました。

それから、委員会では金額のことについては特に知らなくともいいというか、これは当局の仕事だというような答弁がございました。ところがこのほどの予算、60億円近い、60億円以上のことについて、何に何ぼかかるか、あるいはそういうふうなことを何も討議、あるいは質疑がなかったということでしょうか。ただ当局の説明を受けて、提案を受けて、聞いてきたという、そういうことであるのか、その点について再度お伺いいたします。

議長（井島市太郎君） 村上委員長の答弁を求めます。17番村上文男君。

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君） おっしゃるような質疑はございませんでした。ただし、当局から示された各種資料をもとに審査をしております。

以上です。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、再々質疑ありませんか。14番佐藤勇君。

14番（佐藤勇君） ということは、何ぼかかって、あるいはどのくらいという内容は、ほとんど協議されなかったということですか。

議長（井島市太郎君） 村上委員長の答弁を求めます。

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君） この施設は平成18年からの事業で平成22年まで完成を求めている大きな事業でございますけれども、過去に建設常任委員会、そして平成19年に特別委員会が設置されまして、特別委員会の案件として審査をしてきております。その経過の中で、この事業につきましては佐藤委員の方にも資料は届いていると思いますが、当局で出されている工事内容の各分野における工事費等は議員各位も認識している中というふうに私は理解しております。

以上です。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。14番佐藤勇君。

【14番（佐藤勇君）登壇】

14番（佐藤勇君） 私は、この件に反対の立場から討論をさせていただきます。

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員会の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしておりますが、私は、このような時節柄、我々議会、執行部ともども、もっと

もっと心して予算の執行を見つめていかなければならないと存じます。

一口に申しまして10億円というお金の重みを、価値をどのように考えておられるのでありましょうか。行政改革、あるいは財政難という言葉が日常茶飯事使われております。国民、市民にも財政難や仕事がないという言葉は、何よりも一番重苦しく響く言葉として定着しているのではないかと存じます。

市の財政はもちろん、家庭の事情も同一でございます。行政は、庁内、各総合支所に対しても、何をやるにしても金がない、金がない。しかし、大きな事業は見直しどころか計画している事業ということで前倒しまでして執行しております。ならば、少しでも何とかしよう、この迫りきた経済社会事情に敏感に対応する、反応する、その姿勢が感じられないのであります。

住民の心のよりどころとするいろいろな分野まで削減、削減、あたかも削減をすればそれが行財政改革なのでありましょうか。例えば大きな事業を縮小し、見直し、あるいは道路の区画を、もう2メートル狭めたり、あるいは一時控えたりした場合や繰り延べした場合など、どのくらいのめり張りのある行政執行が可能になるか等々試算したことがあるのでありましょうか。今やらなければやれなくなる、何としてでも、というような拙速な事業執行であると考えます。このような簡単なことさえ順序を踏めないのではないかな、こう感じますのは私だけでございましょうか。

これだけ調査、研究をしたのなら特殊設備の前倒し分だけでも詳細な調査、研究をいたし、少しでも、よくて安い仕事をしていただく、よいところは吸収してきて市民の財産の目減りを防ぎ、将来への負担を軽減する努力が必要と思います。そのような話し合いもなく高額な事業を次々と執行されていったのかと思いますと、あまりにも唾然としてしまいます。競争入札をして10億円の予算からすると、約5億円以上の開きがございます。また、本体工事だけでは7億円の開きがございます。これまでの委員会調査、視察研究は、そのようなことは話し合わず、10億円の後からの分も中身も問わず、当局の提案、報告を聞いただけということだとすれば、私は、よってこの案件に反対をいたすものであります。

以上。

議長（井島市太郎君） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって討論を終結いたします。

本案は起立採決いたします。委員長報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって議案第158号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第15、議案第160号及び日程第16、議案第161号の市道路線の廃止・認定関係2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第160号及び議案第161号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第17、議案第162号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第162号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第18、議案第179号平成20年度一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第179号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第19、議案第164号及び日程第20、議案第165号の国民健康保険及び休日応急診療所運営の各特別会計補正予算2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第164号及び議案第165号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第21、議案第166号及び日程第22、議案第167号の情報センター及び介護サービス事業の各特別会計補正予算2件を一括議題といたします。

総務、教育民生各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第166号及び議案第167号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第23、議案第168号から日程第25、議案第170号までの下水道、集落排水、簡易水道事業の各特別会計補正予算3件を一括議題といたします。

産業経済、建設各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第168号から議案第170号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第26、議案第171号及び日程第27、議案第172号の休養宿泊



施設及びスキー場運営の各特別会計補正予算2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第171号及び議案第172号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第28、議案第173号及び日程第29、議案第174号の水道及びガス事業会計補正予算2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第173号及び議案第174号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第30、議案第175号から日程第32、議案第177号までのケーブルテレビ施設工事請負変更契約の締結3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第175号から議案第177号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第33、議案第180号平成20年度一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

総務、教育民生各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第180号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第34、議案第181号平成20年度情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第181号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第35、陳情第19号労働者派遣法の改善のための意見書提出を求める陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第19号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第36、陳情第20号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第20号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第37、陳情第21号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第21号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第38、陳情第22号漁港整備についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第22号は、採択することに決定いたしました。

なお、ただいま採択されました陳情第22号については執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第39、継続審査中の陳情第1号秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により、継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第1号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第40、継続審査中の陳情第15号由利本荘市内循環バス（ごてんまり号）を赤沼地内国道105号内に運行をお願いする陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により、継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第15号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第41、議員発案第5号由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を否決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、通告に従って発言を許します。25番村上亨君の発言を許します。25番村上亨君。

【25番（村上亨君）登壇】

25番（村上亨君） 議員発案第5号に関しまして、委員長報告に同調する形ではありますが、反対する立場で討論をいたします。

【「賛成でしょ」と呼ぶ者あり】

25番（村上亨君） いやいや、議案そのものに反対するという立場で討論をいたします。委員長報告に同調する形での反対する立場で討論をいたします。よろしいでしょうか。

議員発案第5号の提出者の提案理由の中に、2親等以上の条例制定が全国的な流れという指摘がありましたが、それに関しまして明確な根拠が示されておりませんので、私どもが全国市議会議長会のホームページ等によりまして調べましたところ、平成19年12月31日現在で東京23区を含め全国806市の中で議員倫理条例が制定されておりますのは187市、条例制定率は23.2%、4分の1以下の自治体であります。その中で平成20年11月13日の段階での内部調査77市、調査率は41.1%となっておりますが、2親等以上の条例制定は21市だけであり、全国的な流れというには懐疑的にならざるを得ないところであります。

自治体の条例は、自治体自体の法規であります。憲法を頂点とする国の法令の範囲内において効力を有するものであり、憲法第94条において、「地方公共団体は法律の範囲で条例を制定することができる」と定め、これを受けて地方自治法は第14条第1項において、「普通公共団体は法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる」と規定されております。これらの規定では、制定できる限度を超える条例の規定は無効とされるとされております。上位と下位の関係に立つ憲法など法律、法令と条例の間には、力の強弱、上下の関係があるのであります。

今回の議員発案第5号は、上位法の地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止として、条項そのものだけでなく、これまでの行政実例や判例等を含めて勘案した場合、明確に規定されていると思われ、厳しすぎる内容は屋上屋を重ねるものであり、横手市など県内13市のうち11市では、いまだ条例制定もなされていない実情があります。

例えば10年前に兼業禁止で失職した旧合川町議は、議会の処分決定に不服があるとして地方自治法第118条第5項の規定により、決定から21日以内に県知事に審査の申し立てを行い、知事は受理した日から90日以内に裁定をしなければならないが、行政不服審査法第42条第1項に基づき、申し立てに対し、処分取り消しの知事裁定が出されております。それに対し旧合川町議9名が知事を相手取り、裁定取り消しを求めた民事訴訟に対し、秋田地裁は、請求は不適法であり却下するとしております。また、この規定に関する判例は10年前という古いデータではありますが、14万4,000件余りの中で法に触れたとされますものは4件だけであり、ほとんどが大規模団体や企業に関するものであります。

こうしたさまざまな実例、事実をかんがみした場合、範囲を広げすぎた議員発案第5号に反対する立場での討論としたものであり、多くの皆様方のご賛同を得ますことをお願いをいたしまして反対討論といたしたいと思っております。

議長（井島市太郎君） 次に、11番大関嘉一君の発言を許します。11番大関嘉一君。

【11番（大関嘉一君）登壇】

11番（大関嘉一君） 議員発案第5号由利本荘市議会議員政治倫理条例制定案に賛成の立場から討論させていただきます。

この条例案は、提案者の佐藤謙司君から、議会初日、議会改革活性化検討委員会での審議経過とともに提案理由を詳しく説明させていただきましたので、納得いただいたものと思っております。

12月13日付で秋田魁新報でも社説でもって今回出された同じ問題に対する異なる2つの提案に、痛烈な論評とともにどのような結論を出すのか、我々由利本荘市議会の倫理

観が問われている問題でもあります。

先ほど25番議員から、法律に基づいたさまざまな事例出されましたけれども、果たして倫理観というのはそういうものでありましょか。

憲法第15条に、「公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」と定められております。すなわち我々の職責は、公益のために働くのであって、私益のために働くのではないのです。地方自治法全条文321条の中に盛り込まれたただ1つの条文、第92条。憲法にしかり、地方自治法にしかり、何ゆえこのような条文を盛り込まなければならなかったのか、まずはこの条文の立法精神に立ち返って考えるべきと思うものであります。

より以上の倫理観を求められる職責にある我々にとりまして、提案された条例の骨子は常識と考えるものであり、議会改革活性化検討委員会の意向にも十分配慮されております。

また、魁で指摘しているように、全国的な条例化の流れから著しく逸脱した案でもございませぬ。

ちなみに、旧市・町では本荘市、大内町を除いた旧町は、ほとんど2親等、あるいは3親等できております。

願わくば全会一致の議決が理想ではありますが、協議を始めて3年余り。後世のためにも今が決断の時期と思うものであります。

以上のような観点から、議員発案第5号に賛成するものであり、賢明な議員諸氏のご賛同を願うものであります。

以上です。

議長（井島市太郎君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案についてお諮りいたします。繰り返します。本案は、原案についてお諮りいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立少数であります。よって議員発案第5号は否決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第42、議員発案第6号由利本荘市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、通告の順に従って発言を許します。1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 先ほど議員発案第5号について討論がありましたけれども、私は議員発案第6号に反対する立場から討論を行いたいと思います。

今回、2つの議員発案が出ておりますけれども、決定的に違う点は1つだけあります。つまり、市との請負関係の中で対象の範囲をどこに絞るのか。議員と配偶者、2親等内の血族、同居の親族が実質的にかかわる企業とするのか、または1親等内にするかの問題であります。

先ほど、上位法、地方自治法の92条の2について、上位法を超えることは、という考え方がありましたけれども、私たちは92条の2では不足、十分ではないということでありまして、それで条例を制定するわけでありまして。ということは、いかに厳しい条例をつくるのか、このことが問題であります。議員がみずから厳しく律するという認識のもとに、憲法と地方自治法によって認められた条例制定権。このもとで任意でつくる、自分たちで条例をつくる、このことが大変意義深い意味があるのであります。つくるからには、つくるからには、より厳しく、そして透明性の高い条例が求められるのであります。

我が自治体、我が由利本荘市の市政、行政の中で、議員がいかにかかわっていくのか、このことが大切であります。条例というのは地域的、限定的な意味もあるのであります。ですから、全国の中で条例がつくられていないというところは、おくれたとは言いませんけれども、議員の中に意識がまだそれだけないということでもあります。私たちは今、任意で条例をつくるに当たりまして、やはり厳しさを持ち、そして透明性を高めた条例をつくらなければいけない。8万9,000人の市民が注目している点は、このことにある。そして今日的な課題もこのことにあると思います。

議員の皆様。先ほど大関議員も言われましたとおりに、合併前の旧町村の議会の中では、2親等という条件の中で議会活動を行ってきたことを見逃してはならないのであります。どうぞ議会のギアをバックギアには入れてほしくない、こう思うのであります。どうか議員の皆様、議場にいる議員の皆様、より厳しい、つくるからにはざる法的などと言われない政治倫理条例をつくる、これが必要なのではないのでしょうか。会派拘束などというところにとらわれないで、議員みずからが自分の足で立って、肩の上に頭を乗せ考えていただきたい。このような観点から、私は1親等では甘い、甘過ぎるということを訴えまして反対討論といたします。

議長（井島市太郎君） 次に、20番鈴木和夫君の発言を許します。20番鈴木和夫君。

【20番（鈴木和夫君）登壇】

20番（鈴木和夫君） 先ほど5号議案の村上議員の発言の冒頭に、同僚議員の方から若干の誤解があったようであります。私は6号議案に対して賛成の立場から、議案に対しての賛成の立場からでございます。委員長の報告の内容についてはございません。その辺をよろしくご理解をいただきながら、私の話を聞いていただければありがたい、このように思っておりますのでございます。

議員発案第6号、この本案につきましては、さきの議員発案第5号の内容と、ただいま今野議員の方からもあったとおりでありまして、そのほとんど多くは同一の内容でありまして、大きな違いと申しますのは、その対象を1親等にするか2親等かということでありまして。

先ほどの議員発案第5号の反対討論の村上議員と全く同じ考えから多くの討論はここで省きますが、いつ晴れるかわからない、この長期にわたり暗雲立ち込める、先の見え

ない状態のこの現代社会のもとにあって、今緊急に、より有能なリーダー役が求められておる時代であります。

そんな中にあって本条例案の対象範囲を2親等といういたずらにその範囲を広げるのではなく、あたら有能な人材の登壇の門戸を狭めるのではなく、広く人材を求めるためには、その対象を1親等としても何ら問題はなく、十分にその条例制定の目的は果たせる、達せられるものと考えておるものであります。よって私は、議員発案第6号への賛成討論といたすものであります。どうぞ同僚議員の大多数の皆様方の賛同を得れますよう、よろしく願いを申し上げ、賛成討論にさせていただきます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって討論を終結いたします。

本案は起立採決いたします。委員長報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって議員発案第6号は原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時06分 休 憩

---

午後 3時17分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（井島市太郎君） 休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情にかかわる委員会発案第5号労働者派遣法の改善を求める意見書の提出について、委員会発案第6号介護保険制度の抜本的改善に関する意見書の提出について、及び委員会発案第7号医師・看護師不足を解消し、安心して生活できる地域医療の確保を求める意見書の提出についての3件を日程に追加することにいたしました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第5号から委員会発案第7号までの3件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第43、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第7号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第7号までの3件は、提案説明を省略することに決定いたしました。



重ねてお諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第7号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第7号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第44、委員会発案第5号から日程第46、委員会発案第7号までの3件を一括議題といたします。

採決いたします。本案を原案のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第7号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る12月3日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成20年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時20分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員